



一般社団法人日本ボイラ協会会員の皆様へ

日本ボイラ協会による会員のための全国制度

ボイラ 安心保険

保険期間

2016年2月1日午後4時～
2017年2月1日午後4時まで

募集期間

2015年11月24日～
2016年1月30日

中途加入

保険期間の中途でのご加入は毎月受け付けをしております。その場合の補償期間は、毎月月末までの受付分は受付日翌月1日から2017年2月1日午後4時までとなります。

保険料払込方法

保険料の払込につきましては、補償開始月翌月の27日(金融機関の休業日である場合は翌営業日)にご指定の口座より引落としとなります(保険料のほかに、制度維持費1,000円を加算します。)



ご加入方法

- ・ご加入をご検討いただける場合、取扱代理店へご連絡ください。
- ・ボイラ安心保険(機械保険)のご加入にあたっては「加入依頼書」「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、取扱代理店にご提出ください。

本制度にご加入できる方は一般社団法人日本ボイラ協会の会員の方に限られます。団体を脱退し、保険加入始期日時時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入いただけませんのでご注意ください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人日本ボイラ協会

Japan Boiler Association



今すぐチェック!

ボイラ安心保険
加入のススメ

御社ではボイラに対して

「**火災保険・機械保険**」等に**加入**して
いますか?

YES

NO

現在の保険契約では、

「**ボイラの損害** (ボイラ自体の破裂・爆発、
スケール損害等)」も**補償**
されていますか?

YES

NO

日本ボイラ協会会員様専用の
保険料水準となっております。
是非保険の見直しを

ご検討

してみてもいかがでしょうか?

この機会に、是非保険の加入を
ご検討してみてもいかがでしょうか?

火災ありタイプが**オススメ**です。

ボイラ
安心保険
とは

特長

POINT 1

**ボイラスケールの進行によって生じた
破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂による損害も補償!**
※ボイラ装置のみ対象

POINT 2

修理費実額を、**新調達価額まで補償!**(新価払い方式)
詳しくはP3をご覧ください

POINT 3

日本ボイラ協会会員様専用の**保険料水準!**

POINT 4

火災ありタイプへの加入の場合
腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションや、
日常の使用または**運転に伴う摩滅、消耗**
または**劣化が進行した結果生じた**破裂、圧かい、膨出、爆発
または亀裂による**損害も補償!**

ボイラ設備の事故例

例えば、次のような損害に対し保険金をお支払いいたします。

点火ミスによるボイラの爆発

損害額例

1,600
万円



ボイラスケールが進行し、過熱したことによる亀裂損害

損害額例

80
万円



給水ポンプのスイッチを切ったままボイラーの運転を行なったため空焚きとなり

水管にゆがみが発生

損害額例

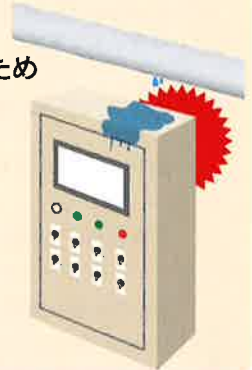
540
万円



ボイラー用制御盤に配水管からの汚水が浸入したため配線に絶縁破壊発生

損害額例

300
万円



※上記の事故例は、起こる可能性がある仮定の事故例です。

対象の範囲

保険料の算出にあたり、各種機械種別や伝熱面積等のご申告が必要です。

ボイラ

- ①ボイラ本体※
- ②炉壁
- ③燃焼機(バーナ、ストーカ)
- ④過熱器、再熱器
- ⑤節炭器(エコノマイザ)
- ⑥空気予熱器
- ⑦集塵装置(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置)
- ⑧煙道(煙突を除く)
- ⑨通風機
- ⑩風道
- ⑪ボイラ本体、過熱器または節炭器の相互間の配管
- ⑫ボイラ本体に取り付けられた水面計、圧力計、安全弁、自動給水加減器、連続ブロー装置、スートブロー等
- ⑬ボイラ本体の支持体
- ⑭①～⑬の外装、装着物、保温材
- ⑮強制貫流ボイラの水循環ポンプ

※ボイラ本体に最も近い締切弁までを含みます。ただし、ボイラ本体の取付部から3m以内に締切弁が無い場合には第一の継手までとします。

ボイラ付属装置一式

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①給水ポンプ | ⑧灰処理装置 |
| ②給水処理装置 | ⑨木屑輸送装置 |
| ③給水加熱器 | ⑩貯湯槽 |
| ④油移送装置 | ⑪薬液注入装置 |
| ⑤水・油タンク | ⑫自動制御装置 |
| ⑥微粉炭装置 | ⑬蒸気アキュムレータ |
| ⑦石炭運搬用ベルトコンベア | ⑭これらの各機器相互間の配線・配管 |

ボイラ配管

- ①ボイラで発生した蒸気、温水または復水を包容する敷地内にある配管(ヘッダを含みます。)ただし、ボイラ本体、過熱器または節炭器相互間の配管を除きます。
- ②ボイラと給水ポンプまたはインゼクタ間にある給水管
- ③各種燃料配管
- ④上記配管に取り付けられた弁または付属品

圧力容器

- ①圧力容器一般
 - a) ゴム・合成樹脂ライニングされているものまたは二重殻式タンクの内、圧力のかかるもの
 - b) ゴム・合成樹脂ライニングされていないものまたは金属ライニングのもの内、圧力のかかるもの
- ②圧力容器化学
 - a) 塔・槽(器・罐)※1
 - b) オートクレーブ
- ③圧力容器(パルプ・製紙)
 - a) ダイジェスタ※2
 - b) 連続蒸解装置

等
 ※1 ①精留塔、吸着塔、回収塔、凝縮塔、脱硝塔、濃縮塔、脱硫塔、補礫塔、洗浄塔、乾燥塔、分解塔、イオン交換塔、再生塔、合成塔、混合塔、造粒塔、中和塔、調合塔、分離塔、放散塔、蒸留塔、充てん塔、精製塔、分留塔、転化塔、抽出塔、脱水塔、処理塔、還元塔、酸化塔、フラッシュ塔、晶析塔
 ②ライニング製のものは、その都度料率を定めます。
 ※2 地球釜、蒸解釜、蒸煮釜

その他の機械等

- ①温水ヒーター
- ②無圧式ボイラ・真空ボイラ

※詳細は、取引代理店・引受保険会社へご照会ください。

ボイラ安心保険ラインナップ

次の2タイプからお選びいただけます。



火災ありタイプ	火災なしタイプ*
ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約(腐食、さび、侵食、キャビテーション、ボイラスケール担保)、火災危険担保特約条項	ボイラまたはボイラ付属機器に関する特約(ボイラスケールのみ担保)、化学爆発・破裂損害担保特約条項

損害のてん補方式(保険金の支払方法)	新価払い方式		
自己負担額	5,000円 エクセス方式 (損害が自己負担額を超過した場合、その超過した部分を補償する方式)		
補償範囲	破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂	●	● (火災による爆発・破裂は除きます)
	従業員または第三者の取扱上の拙劣、または過失による事故	●	●
	ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用、その他の電氣的現象による事故	●	●
	設計・製造または材質の欠陥による事故	●	●
	工場製作または組立作業の欠陥による事故	●	●
	遠心力に基く飛散、破壊による事故	●	●
	ボイラ内の水不足による事故	●	●
	落雷、冷害または水害による事故	●	●
	他物の衝突または航空機の墜落による事故	●	●
	その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な事故	●	●
	ボイラスケールの進行による破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂 ※ボイラ装置のみ対象	●	●
	火災による事故	●	×
損害賠償責任担保特約	△ (オプションにて選択)		

*火災なしタイプ固有の、お支払の対象とならない損害



ご注意ください

- 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害は、腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションにより破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合でも保険金支払対象外です。
- 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害は、日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合でも保険金支払対象外です。

「新価払い方式」とは？

修理費実額(新調達価額を上限)、または保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価格をお支払いします。この価額には、機械本体の価額に加え、機械を運転可能な状態に設置するために要する費用(運賃、組立・据付費、試運転調整費等)も含まれます。

- ※ 保険金額を、保険期間中を通じて、常に新調達価額に一致させておく必要があります。インフレ、機械の改良等により新調達価額が上昇した場合には、保険金額を増額して、新調達価額に一致させていただきようお願いいたします。
- ※ 保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によって、お支払いする保険金が削減されますので、新調達価額いっぱいにご契約いただくようお願いいたします。



年間保険料の目安〈火災ありタイプの場合〉

保険料は、保険金額に所定の料率を乗じて算出いたします。

保険料例 (使用燃料:液体)

		年間保険料
水管式ボイラ	保険金額/1,000万円 (自己負担額 5,000円)	38,830円
ボイラ付属装置一式	保険金額/300万円 (自己負担額 5,000円)	7,430円
オプション 損害賠償責任担保特約	1事故支払限度額 5,000万円	3,450円
合計年間保険料		49,710円 *1

*1 別途、制度維持費1,000円を加算します。

(ご参考) 保険料例 (使用燃料:液体)

		年間保険料
水管式 ボイラ	保険金額 300万円 (自己負担額 5,000円)	11,650円
	500万円 (自己負担額 5,000円)	19,410円
	800万円 (自己負担額 5,000円)	31,060円

お支払いする保険金

次の3種類の保険金をお支払いいたします。

1 損害保険金*2

(修理費*3 + 損害防止費用*4)*5 - 残存物価額*6 - 自己負担額*7 5,000円

*2 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額(保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合には、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

*3 修理費: 新品費、解体費、材料費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等
ただし、以下は修理費に含まれません。
(1) 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
(2) 仮修理費(本修理の一部をなす部分は除きます。)
(3) 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
(4) 模様替えまたは改良による増加費用

(5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

*4 損害防止費用: 損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用

*5 修理費および損害防止費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に事業場において復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額(新調達価額から使用による減価を差し引いた額)が限度となります。

*6 残存物価額: 修理に伴って残存物がある場合のその価額
*7 自己負担額: ご加入者にご負担いただく金額です。

2 臨時費用保険金

損害保険金の10%に相当する額をお支払いいたします。
ただし1事故につき、事業場ごとに200万円を限度といたします。

3 残存物取片づけ費用保険金

損害保険金の10%に相当する額をお支払いいたします。
ただし1事故につき、事業場ごとに200万円を限度といたします。

4 損害調査費用保険金

事故発生時に、事故の調査をするために要した費用をお支払いいたします。
ただし、1事故につき30万円を限度といたします。

5 オプションで「損害賠償責任担保特約」にご加入いただいた場合

(1) お支払対象となる保険金の種類

① 法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

② 争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③ 損害防止軽減費用
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、またはあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たする場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

1回の事故につき、①の法律上の損害賠償金の額と②～⑤の費用の額の合計額を、支払限度額を限度にお支払いします。

(3) 支払限度額(1事故あたり対人・対物の合算)
5,000万円、1億円の2タイプからお選びください。

■ お支払いの対象となる主な損害

次のような不測かつ突発的な事故により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。ただし、お支払いの対象とならない主な損害を除きます。

- ① 破裂、圧かい、膨出、爆発、亀裂
 - ② 従業員または第三者の取扱上の拙劣、または過失による事故
 - ③ ショート、アーク、スパーク、過電流、空中電気的作用その他の電気的現象による事故
 - ④ 設計・製造または材質の欠陥による事故
 - ⑤ 工場製作または組立作業の欠陥による事故
 - ⑥ 遠心力に基く飛散、破壊による事故
 - ⑦ ボイラ内の水不足による事故
 - ⑧ 落雷、冷害または氷害による事故
 - ⑨ 他物の衝突または航空機の墜落による事故
 - ⑩ その他保険の対象に生ずる不測かつ突発的な事故
 - ⑪ ボイラの化学爆発（ガス又は粉じん爆発）
- 等

● 損害賠償責任担保特約付帯時

保険の対象の不測かつ突発的な爆発または破裂の事故により生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います（火災なしタイプでは、「火災による爆発または破裂」による事故の場合は除きます。）。

■ お支払いの対象とならない主な損害

次のような損害については保険金をお支払いいたしません。詳細は、機械保険普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

火災ありタイプ

- ① 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または事業場責任者の故意または重大な過失
 - ② ①に掲げる方以外の方が保険金を受け取る場合、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失
ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約の締結の際、既に保険の対象に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵もしくは欠陥または重大な過失によって知らなかった瑕疵もしくは欠陥
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動
 - ⑥ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱
 - ⑦ 官公庁による差押え、収用、没収または破壊
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑨ 暴風、雪崩、崖崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫
 - ⑩ 紛失、盗難、詐欺または横領による損害
 - ⑪ 腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
（腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションにより破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。）
 - ⑫ 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害
（日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。）
 - ⑬ ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
（ボイラスケールの進行により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合は除きます。） ※ボイラ装置のみ対象
 - ⑭ 保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
 - ⑮ メーカー等納入者が法律上、契約上責任を負うべき損害
 - ⑯ 核燃料物質、放射能汚染等による損害
- 等

火災なしタイプ 〈火災ありタイプ〉のお支払いの対象とならない主な場合①～⑩、⑬～⑯に加え、以下の⑰～⑲もお支払いの対象外となります。

- ⑰ 火災、火災による爆発もしくは破裂による損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）
- ⑱ 日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害
（日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化により破裂、圧かい、膨出、爆発または亀裂が生じた場合も、含みます。）

運転休止割引を適用する場合（運転休止特約セット）

ご加入いただいた各タイプのお支払いの対象とならない主な場合に加え、加入依頼書記載の運転休止期間中に生じた次のいずれかに該当する損害

- ① 保険の対象を検査、点検または整備以外の目的で運転している間に生じた損害
- ② 保険の対象の操業直前に行う試運転中に生じた損害

損害賠償責任担保特約

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人または事業場責任者の故意
- ② 加入の際、既に保険の対象に存在し、かつ、保険契約者、被保険者または事業場責任者が知っていた瑕疵または欠陥
- ③ 戦争、外国の武力行使等の事変、暴動、騒じょう等の集団行動
- ④ 労働争議中の違法行為または秩序の混乱
- ⑤ 官公庁による差押え、収用、没収または破壊
- ⑥ 地震、噴火またはこれらによる津波、暴風、雪崩、高潮、洪水、ダム・河川などの氾濫
- ⑦ 火災（火災なしタイプのみ）

次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害

- ① 他人との特別な約定によって加重された賠償責任
 - ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊
 - ③ 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）
 - ⑤ 加入依頼書記載の事業場の外にある保険の対象に起因する賠償責任
- 等

■ご加入時の注意事項(必ずお読みください)

1. 本保険制度の運営について

本保険は一般社団法人日本ボイラ協会(以下「ボイラ協会」)が契約者となり、ボイラ協会の会員を被保険者とする損害保険団体契約(機械保険)です。東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となり、団体契約を締結することにより保険制度を運営しています。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者であるボイラ協会が有します。

2. ご加入の際の注意

(告知義務)

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告知受領権があります。)

(通知義務)

ご加入後に次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によっては、ご契約を解除することがあります。

①保険の対象の用途または仕様を変更したこと。*

*保険の対象の用途または仕様について、次のような変更を行う場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

- ・ご加入時の取扱説明書等に規定されている用途を逸脱した用途に変更すること。
- ・出力や設備容量等の向上を伴う仕様の変更を行うこと。
- ・部品等について、ご加入時のメーカー(製造者)以外のメーカーの部品に交換する仕様の変更を行うこと。
- ・メーカー等外部の専門家を新たに雇用する、またはメーカー等外部の者の操作支援、技術支援、教育を新たに必要とする等の著しい仕様の変更を行うこと。

②保険の対象を引き続き30日以上にわたって整備または修理すること。

③上記以外で加入依頼書の☆が付された事項に内容の変更が生じたこと。

(運転休止割引を適用した場合の通知義務)

ご加入後に次の事実が発生した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

①保険の対象の用途または仕様を変更すること。

②保険の対象を引き続き30日以上にわたって整備または修理すること。

③加入依頼書記載の運転休止期間の開始日または終了日を変更すること。

④上記以外で加入依頼書の☆が付された事項に内容の変更が生じたこと。

(他の保険契約がある場合)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

なお、他の保険契約等に支払責任額を時価額等で算出する旨の約定があるときは上記の保険金支払方法とは相違しますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り。))である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(代理店の業務)

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有約の締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

(重大事由による解除について)

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

3. ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管:加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかご確認ください。なお、本制度は団体契約であるため、加入者証のお届けが始期日以降になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控え等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

②加入後の内容変更:ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者ではなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 口座引落としについて

- ①口座引落としの際には保険料のほかに制度維持費1,000円が加算されます。
- ②口座残高不足等の理由により、引落としができなかった場合、翌月に再請求をさせていただきます。2ヶ月連続で引落としができなかった場合には、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

5. もし事故が起きたときは

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご加入の取扱代理店にご連絡ください。

*保険金の請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

6. 示談交渉サービスは行いません

損害賠償責任担保特約には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございませんが、取扱代理店または保険会社から示談交渉の方法等の助言はさせていただいております。したがって、損害賠償責任担保特約が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

(保険金請求の際のご注意)

損害賠償責任担保特約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このパンフレットは「ボイラ安心保険(機械保険)」の概要をご紹介します。詳細は、引受保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがら記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。



一般社団法人日本ボイラ協会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

<取扱代理店>

<引受保険会社>